

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	県営住宅管理事務に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、県営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県知事

公表日

令和5年1月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番19
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 項番31(情報照会)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部住宅課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	埼玉県県営住宅等の入居者及び同居者
その必要性	公営住宅法第15条に基づく公営住宅等の適正な管理のため、施設情報等と併せて、入居者及び同居者に関する情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公営住宅等の施設情報)
その妥当性	公営住宅法第15条に基づく公営住宅等の適正な管理のため、施設情報等と併せて、入居者及び同居者に関する個人情報を一体的に管理・参照する必要があるため。なお、公営住宅法第16条(家賃の決定、減免)、第23条(入居資格)、第27条(同居承認、名義承継)の審査を行う際に、入居者の世帯状況を把握するため、所得情報、住民票情報、生活保護情報、障害者情報を取得し、その他の個人情報・施設情報等と併せて、判断やシステム的な処理を行っている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月
⑥事務担当部署	埼玉県都市整備部住宅課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	公営住宅法第15条に基づく公営住宅等の適正な管理のため、施設情報等と併せて、入居者及び同居者に関する個人情報を参照する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	埼玉県都市整備部住宅課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法第15条に基づく公営住宅等の適正な管理のため、施設情報等と併せて、入居者及び同居者に関する個人情報を一体的に管理する。 ・公営住宅法第16条(家賃の決定、減免)、第23条(入居資格)、第27条(同居承認、名義承継)の審査を行う際に、入居者の世帯状況を把握し、所得情報、住民票情報、生活保護情報、障害者情報等を参照するため、必要な情報を取得し管理する。 ・特定個人情報については、該当者から審査時に取得した個人番号と紐付けし管理する。 	
情報の突合	取得した特定個人情報と、システムで管理している入居者及び同居者の登録情報とを基本4情報によって突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	県営住宅管理代行	
①委託内容	・入居管理業務 ・財産管理業務 ・住宅等の工事業務 ・その他、以上の業務に付随する業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	埼玉県住宅供給公社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の誓約書を提出させている。
	⑥再委託事項	・入居管理業務、財産管理業務、住宅等の工事業務及びその他付随する業務を管理するシステムの運用保守業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(別添ファイル参照)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを低減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や、不要な箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないよう指導している。 ・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。 ・他機関への文書照会等を行う場合は回答用の書式を添付し、必要のない情報が回答されないようにする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<埼玉県及び委託先における措置> ・個人番号及び当該事務のみにおいて必要となる情報については、当該業務からのみ参照可能なテーブルに保存する仕様とし、他業務からは参照が行えない仕組みとしている。業務上必要のない情報項目については、保存しないこととしている。 ・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 <統合宛名システムにおける措置> ・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。 ・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・当該事務に係る職員一人ひとりに対してIDを発行し、パスワードによる認証を行っている。パスワードは3か月ごとに更新することとしている。 ・ID及びパスワードについては、他人に知られることがない方法で管理するよう徹底している。
その他の措置の内容	・IDに関する処理は、システム管理者が行っている。 ・異動、退職等で従事しなくなった職員は、速やかにIDを無効化している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む機密情報の取り扱い者については、埼玉県個人情報保護条例第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)について説明を受け、誓約書を提出した者に限るよう定めている。 ・特定個人情報を含む機密情報を取り扱う業務については、作業場所等を特定し、情報セキュリティに必要な措置を講じるよう定めている。 ・特定個人情報を含む機密情報の複製や持出、送信等については、原則として禁止している。 ・発注者から提供された特定個人情報を含む機密情報については、業務終了後に複製とともに返還あるいは発注者立ち会いの下に廃棄するべきことを定めている。 ・特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要に応じて報告を求め、実地に調査を行えることとしている。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託は原則禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の誓約書を提出させている。	
その他の措置の内容	・業務委託に関する規程に基づき、管理業務の質を維持しているか、年4回のモニタリング調査を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。 ・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないよう、統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
① 事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容	<p>・個人情報は原則として所属長の許可なく持ち出すことを禁止しており、私物のUSBメモリの使用も禁止している。今後改めて、ルールの順守を徹底し、所属職員全員に対して研修を行う。 ※なお、知事部局においては平成26年10月1日現在で過去3年以内に個人情報に関する重大事故は発生していない</p>		

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><small><県としての措置></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。 ・本評価書に示したリスクに対する措置について、[事務処理手引き]に記載している。 ・本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。 ・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。 <p><small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	埼玉県都市整備部住宅課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5564
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	埼玉県都市整備部住宅課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5564
②対応方法	問い合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 団体内統合宛名システム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・業務担当者が入力した情報提供対象者情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として、登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・業務担当者が入力した情報提供対象者情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として、登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。 <p>(当該事務では情報照会を行うが、情報提供・移転を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは情報提供・移転が行えないように、アクセス制御を行う。)</p>	事前	記載内容の見直し

<p>平成28年2月1日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 中間サーバー ②システムの機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づいた各種機能や特对个人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づいた各種機能や特对个人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。（当該事務では情報照会を行うが、情報提供を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは団体内統合宛名システムにおいて情報提供が行えないように、アクセス制御を行い、中間サーバーに対して情報提供を行えないようにする。） 	<p>事前</p>	<p>記載内容の見直し</p>
<p>平成28年2月1日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一 項番19</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一 項番19 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条</p>	<p>事後</p>	<p>主務省令の制定</p>

平成28年2月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番31(情報照会)	番号法第19条第7号 別表第二項番31(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条(情報照会)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 吉田弘行	課長 白石 明	事後	人事異動
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月	平成29年7月	事後	時点修正
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成30年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 白石 明	課長 柳沢 孝之	事前	人事異動

平成31年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務	<p>県営住宅の入居者の募集や、減免、異動、名義変更、同居、転出といった諸申請の処理などを行う。</p> <p>入居者の募集にあたっては、公営住宅法及び県条例に定める資格を満たすことについて、所得情報や固定資産に関する情報等を照会して判定を行う。このうち、障害や生活保護の受給、所得に関する情報等については、情報提供ネットワークシステムを通じて照会する。</p>	<p>県営住宅管理事務では、入居者の募集や家賃の決定、減免、異動、名義変更、同居、転出といった諸申請の審査等を行う。</p> <p>審査等にあたっては、公営住宅法及び県条例に定める資格を満たすことについて判定をする。</p> <p>障害や生活保護の受給、所得に関する情報等については、情報提供ネットワークシステムを通じて取得し、資格判定の際に使用する。</p>	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 柳沢 孝之	課長	事後	記載事項修正
令和2年3月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月24日	令和2年3月27日	事後	時点修正
令和3年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事後	<p>対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>記載事項修正</p>
------------------	--	---	---	-----------	---------------

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報 の保管・消去 その他の措 置の内容</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがないよう、警備員などにより確認して いる。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であ り、重要な変更にあたらない ため</p>
<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発 具体的な方 法</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わ る職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等 を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く 場合は、運用規則等について研修を行うことと している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情 報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ 教育資料を作成し、中間サーバー・プラット フォームの運用に携わる職員及び事業者に対 し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュ リティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新 規要員着任時)実施することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であ り、重要な変更にあたらない ため</p>

令和3年12月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番19 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	番号法第9条第1項 別表第一 項番19	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番31(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条(情報照会)	・番号法第19条第8号 別表第二 項番31(情報照会)	事後	番号法の改正 及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和5年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託②委託先における取扱者数	100人以上500人未満	10人以上50人未満	事後	記載内容の見直し